様式第1号（第3条関係）

三芳町道路美化ボランティア（更新）届出書

令和　　　年　　　月　　　日

三芳町長

団体名

代表者住所

代表者氏名

代表者連絡先

三芳町道路美化活動団体制度実施要項第３条の規定により、道路美化活動ボランティアについて次のとおり、届け出ます。

活動場所　　　町道　　　　　　　　　　号線

名　簿

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | 住　　　　所 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

様式第2号（第3条関係）

三芳町道路美化活動に関する確認書

道路美化活動ボランティア及び、三芳町（以下「町」という。）は、三芳町道路美化活動にい関し、次のとおり確認する。

（活動区間）

1. この確認書に基づく活動区間は、次のとおりとする。

　町道　　　　　　　　　　　　　　号線

　区間　　　　　　　　　　　　　　　　　から　　　　　　　　　　　　　　　　　まで

（活動内容）

1. ボランティアは、活動区間の町管理道路にいて、4月から翌年の3月までの1年間に4回以上の道路美化活動をボランティアで行うものとする。

　　2　　　　ボランティアは回収したごみについて、町の分別方法と指示に従って適

　　　　　　　に正に処理する。

　　3　　　　ボランティアは新たに花壇の設置や刈り込み等を行う場合は、町と協議する。

　　4　　　　ボランティアは自己の責任において作業を行い、けが等をしないように安全に十分注意するものとする。

　　5　　　　ボランティアは活動場所へは極力徒歩で行くこととし、やむをえず自動車等で行く場合は、違法駐車を行わない。また、活動中は法令を守り道路交通に支障が生じないように努める。

　　6　　　　代表者は活動計画書、活動報告書をそれぞれの提出期間までに町に提出するものとする。

　　7　　　　ボランティアは、道路管理上その他やむを得ない事情により、ボランティアが作った花壇を除去する必要が生じた場合は町の指示に従うものとする。

（活動中の事故）

1. 活動中の事故に対して、町はその責任を負わない。ただし、町が加入しているボランティア保険の対象となる事故については、当該保険の範囲内で補償を行う。

　　2　　　代表者は、事故が発生した場合は、速やかに町に連絡するとともに、事故報告書を町に提出する。

（町の協力）

1. 町は、ボランティアの希望がある場合は、名称等を記載した表示板を活動区間内に設置する。

　　2　　　町はボランティアが回収したごみを処理する。

　　3　　　町は、軍手、ゴミ袋等の支給のほかに活動に必要な範囲での協力を行う。

　　4　　　町は、道路美化活動に関するボランティア保険に加入する。

（ごみの処分方法）

1. ボランティアは、町の指定日時、場所にごみを集積し、町はこれをごみ処理場に運搬処理する。
2. この確認書は、ボランティアからの変更又は解除の申し出がない場合は継続するものとする。ただし、ボランティアの活動が、この確認書その他法令に抵触する場合、又は趣旨と異なる活動を行うなど道路美化活動ボランティアとしてふさわしくないと認められる場合は、町は美化活動ボランティアの認定を取り消す。

（その他）

1. この確認書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、団体及び三芳

町が協議して解決するものとする。

　　令和　　　年　　　　月　　　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　道路美化活動ボランティア

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三芳町長　　　　　林　　　伊佐雄